

令和8年1月9日

淡路市国民健康保険運営協議会会長 様

淡路市長 戸田 敦大

諮 問 書

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により改正された地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、令和8年4月1日から新たに課税する淡路市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を次のとおり定めることについて、淡路市国民健康保険運営協議会規則（平成17年淡路市規則第114号）第2条の規定により諮問する。

- 1 子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（淡路市国民健康保険税条例（平成17年淡路市条例第145号）第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。
- 2 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額（ただし、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。）から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の0.3を乗じて算定する。
- 3 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。
- 4 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上

被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

5 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

6 子ども・子育て支援納付金課税額の限度額及び減額については、地方税法の規定に倣って定める。